

○八千代市法定外公共物管理条例施行規則

平成 17 年 3 月 25 日

規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八千代市法定外公共物管理条例(平成 17 年八千代市条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事等の承認の申請等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする者は、八千代市法定外公共物工事等施行承認申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の八千代市法定外公共物工事等施行承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要でないとするものについては、省略することができる。

(1) 工事等をしようとする法定外公共物の位置を示す図面

(2) 設計書その他の工事等の内容を明らかにする図書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、施行を承認するときは八千代市法定外公共物工事等施行承認書(第 2 号様式)により、施行を承認しないときは八千代市法定外公共物工事等施行不承認通知書(第 3 号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(工事等の完了の届出等)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項(条例第 7 条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、八千代市法定外公共物工事等完了届出書(第 4 号様式)により行わなければならない。

2 [前項](#)の八千代市法定外公共物工事等完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事等の内容を明らかにする図書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 [条例第5条第2項](#)([条例第7条](#)において準用する場合を含む。)の規定による通知は、八千代市法定外公共物工事等検査結果通知書([第5号様式](#))により行うものとする。

(占有の許可の申請等)

第4条 [条例第6条第1項](#)([同条第4項](#)において準用する場合を含む。)又は[条例第9条第1項](#)の規定による許可を受けようとする者は、八千代市法定外公共物占有許可申請書([第6号様式](#))を市長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の八千代市法定外公共物占有許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要でないとするものについては、省略することができる。

(1) 工作物等を設置しようとする法定外公共物の位置を示す図面

(2) 設計書その他の設置しようとする工作物等を明らかにする図書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、[第1項](#)の規定による申請があった場合において、占有を許可するときは八千代市法定外公共物占有許可書([第7号様式](#))により、占有を許可しないときは八千代市法定外公共物占有不許可通知書([第8号様式](#))により当該申請をした者に通知するものとする。

(占有料の減免の申請等)

第5条 [条例第12条](#)の規定による占有料の減額又は免除を受けようとする者は、八千代市法定外公共物占有料減免申請書([第9号様式](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請があったときは、その可否を決定し、八千代市法定外公共物占有料減免可否決定通知書([第10号様式](#))により、当該申請をした者に通知するものとする。

(原状回復の届出)

第6条 [条例第15条第3項](#)の規定による届出は、八千代市法定外公共物原状回復届出書([第11号様式](#))により行わなければならない。

(権利の譲渡等の申請等)

第7条 [条例第16条ただし書](#)の許可を受けようとする者は、八千代市法定外公共物占用権利譲渡等許可申請書([第12号様式](#))を市長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の八千代市法定外公共物占用権利譲渡等許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 占用許可等に基づく権利の譲渡等に係る法定外公共物の位置を示す図面

(2) 占用許可等に基づく権利の譲渡等の理由を明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、[第1項](#)の規定による申請があった場合において、譲渡等を許可するときは八千代市法定外公共物占用権利譲渡等許可書([第13号様式](#))により、譲渡等を許可しないときは八千代市法定外公共物占用権利譲渡等不許可通知書([第14号様式](#))により当該申請をした者に通知するものとする。

(地位の承継の届出)

第8条 [条例第17条第2項](#)の規定による届出は、八千代市法定外公共物占用者地位承継届出書([第15号様式](#))により行わなければならない。

2 [前項](#)の八千代市法定外公共物占用者地位承継届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 占用者の地位の承継に係る法定外公共物の位置を示す図面

(2) 占用者の地位の承継を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(身分証明書)

第9条 [条例第18条第3項](#)の証明書は、身分証明書([第16号様式](#))とする。

(監督処分)

第10条 [条例第19条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による命令は、措置命令書([第17号様式](#))により行うものとする。

(補則)

第11条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成28年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第1号様式(第2条第1項)

第1号様式(第2条第1項)

新規	変更	八千代市 指令第 号
		年 月 日

八千代市法定外公共物工事等施行承認申請書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

八千代市法定外公共物管理条例 第4条第1項 の規定により、工事等の施行の承認を次の
第4条第4項
とおりに申請します。

工事等の理由			
工事等の場所			
工事等概要	工事等種別	規 格	数 量
工事等の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類			

注

- 1

新規	変更
----	----

 については、該当するものを○で囲み、変更の場合は、既存の承認番号及び承認日を記載してください。
- 2 変更申請のときは、変更前(括弧でくくる。)を上部に、変更後を下部に記載してください。
- 3 申請者が法人であるときは、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載してください。

第2号様式(第2条第3項)

(平28規則6・一部改正)

第2号様式(第2条第3項)

八千代市法定外公共物工事等施行承認書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで申請のあった工事等の施行については、次のとおり承認します。

工事等の理由			
工事等の場所			
工事等概要	工事等種別	規 格	数 量
工事等の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
条 件			

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第3号様式(第2条第3項)

(平28規則6・一部改正)

第3号様式(第2条第3項)

八千代市法定外公共物工事等施行不承認通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった工事等の施行については、次のとおり不承認とします。

工事等の理由			
工事等の場所			
工事等概要	工事等種別	規 格	数 量
工事等の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式(第3条第1項)

第4号様式(第3条第1項)

八千代市法定外公共物工事等完了届出書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

届出者 住 所
氏 名
電 話 ㊟

年 月 日付け八千代市 指令第 号で 承認
占用許可 を受けた工事等が完了し

ましたので、八千代市法定外公共物管理条例 第5条第1項
第7条 の規定により次のとおり届け
出ます。

工事等の目的			
工事等の場所			
工事等概要	工事等種別	規 格	数 量
工事等完了日	年 月 日		
添付書類			

注 届出者が法人であるときは、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載してください。

第5号様式(第3条第3項)

第5号様式(第3条第3項)

八千代市法定外公共物工事等検査結果通知書

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで完了の届出があった工事等について検査を行ったので、その
結果を八千代市法定外公共物管理条例 ^{第5条第2項} _{第7条} の規定により、次のとおり通知しま
す。

検 査 結 果	適 合 ・ 不 適 合
承認番号・許可番号	八千代市 指令第 号
承認日・許可日	年 月 日
検査実施日	年 月 日
不適合の理由	

第6号様式(第4条第1項)

第6号様式(第4条第1項)

新規	更新	変更	八千代市	指令第	号
				年 月	日

八千代市法定外公共物占用許可申請書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

申請者 住 所
氏 名
電 話



八千代市法定外公共物管理条例 第6条第1項
第6条第4項 の規定により、次のとおり占用の許可を申
第9条第2項
請します。

占用の目的							
占用の場所							
占用物件	名	称	規	模	数	量	
占用の期間	年	月	日	から	年	月	日まで
工事等の期間	年	月	日	から	年	月	日まで
添付書類							

注

- 1

新規	更新	変更
----	----	----

 については、該当するものを○で囲み、更新又は変更の場合は、既存の許可番号及び許可日を記載してください。
- 2 変更申請のときは、変更前(括弧でくる。)を上部に、変更後を下部に記載してください。
- 3 申請者が法人であるときは、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載してください。

第7号様式(第4条第3項)

(平28規則6・一部改正)

第7号様式(第4条第3項)

八千代市法定外公共物占用許可書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった占用については、次のとおり許可します。

占用の目的			
占用の場所			
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
占 用 料	円		
条 件			

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 8 号様式(第 4 条第 3 項)

(平 28 規則 6・一部改正)

第8号様式(第4条第3項)

八千代市法定外公共物占有不許可通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった占有については、次のとおり不許可とします。

占有の目的			
占有の場所			
占有物件	名 称	規 模	数 量
理 由			

(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第9号様式(第5条第1項)

第9号様式(第5条第1項)

八千代市法定外公共物占用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

申請者 住 所
氏 名
電 話 ㊟

減 額
占用料の を受けたいので、次のとおり申請します。
免 除

占用の場所	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	

注 申請者が法人であるときは、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載してください。

第 10 号様式(第 5 条第 2 項)

(平 28 規則 6・一部改正)

第10号様式(第5条第2項)

八千代市法定外公共物占用料減免可否決定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった占用料の減額免除については、次のとおり決定
します。

決定内容	可 ・ 否
占用の場所	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用料	円
減免する額	円
納入額	円
否の場合の理由	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 11 号様式(第 6 条)

第11号様式(第6条)

八千代市法定外公共物原状回復届出書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

届出者 住 所
氏 名
電 話 ㊟

年 月 日付け八千代市 指令第 号により許可を受け占有していた法定外公共物の原状回復工事等が完了しましたので、八千代市法定外公共物管理条例第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

占有の場所			
占有物件	名 称	規 模	数 量
原状回復等完了年月日	年 月 日		
原状回復等の方法			

注 届出者が法人であるときは、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載してください。

第 12 号様式(第 7 条第 1 項)

第12号様式(第7条第1項)

八千代市法定外公共物占用権利譲渡等許可申請書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

住所
申請者 氏名
(譲渡人) 電 話 ㊟

八千代市法定外公共物管理条例第16条の規定により、次のとおり占用許可の権利の譲渡等の許可を申請します。

占用の目的	
占用の場所	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可日	年 月 日
許可番号	八千代市 指令第 号
譲渡・転貸の別	譲 渡 ・ 転 貸
譲受人等	住所 氏名 ㊟ 電 話
譲渡等の予定日	年 月 日
理 由	
添付書類	

注 譲渡人又は譲受人等が法人であるときは、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載してください。

第 13 号様式(第 7 条第 3 項)

第13号様式(第7条第3項)

八千代市法定外公共物占用権利譲渡等許可書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付で申請のあった占用許可の権利の譲渡等については、次のとおり許可します。

占用の目的	
占用の場所	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可日	年 月 日
許可番号	八千代市 指令第 号
譲渡・転貸の別	譲渡・転貸
譲渡等の予定日	年 月 日
譲受人等	

第 14 号様式(第 7 条第 3 項)

(平 28 規則 6・一部改正)

第14号様式(第7条第3項)

八千代市法定外公共物占有権利譲渡等不許可通知書

八千代市指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付で申請のあった占有許可の権利の譲渡等については、次のとおり不許可とします。

占有の目的	
占有の場所	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可日	年 月 日
許可番号	八千代市 指令第 号
理由	

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 15 号様式(第 8 条第 1 項)

第15号様式(第8条第1項)

八千代市法定外公共物占有者地位承継届出書

年 月 日

住所
届出者 氏名
(承継者) 電話 ㊟

年 月 日付け八千代市 指令第 号の占有許可について、その占有者から地位を承継しましたので、八千代市法定外公共物管理条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

占有の目的			
占有の場所			
占有物件	名 称	規 模	数 量
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
被承継者	住所 氏名 ㊟		
理 由			
承 継 日	年 月 日		
添付書類			

注 届出者又は被承継者が法人であるときは、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載してください。

第 16 号様式(第 9 条)

(平 19 規則 17・一部改正)

第16号様式(第9条)

(表)

← 9センチメートル →

		第 号
	身 分 証 明 書	
6 セ ン チ メ ー ト ル	所 属 補 職 名 氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生
	上記の者は、八千代市法定外公共物管理条例第18条第1項の規定による立入調査等を行う者であることを証明する。	
	交 付 年 月 日	年 月 日
	有 効 期 間	1 か 年
	発 行 機 関	八千代市長 印

(裏)

八千代市法定外公共物管理条例(抜粋)	
(他人の土地への立入り)	
第18条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量又は工事等のためやむを得ない必要があるときは、当該職員に他人の土地に立ち入らせることができる。	
2 市長は、前項の規定により当該職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。	
3 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

第 17 号様式(第 10 条)

(平 28 規則 6・一部改正)

第17号様式(第10条)

措 置 命 令 書

八千代市 達第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

八千代市法定外公共物管理条例 第19条第1項 の規定により、次のとおり措置することを
第19条第2項
命ずる。

措置の内容	
措置を命ずる理由	
措置の期限	年 月 日

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。